

入札制度が変わりました

- 暴力団員等※や、役員に暴力団員等※がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等※から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

注意! 「陳述」欄の「口自己の計算において…ありません」の口のチェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など(なお、入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。)にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年12月 9日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 佐 藤 佳 恵

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年12月24日から 令和 8年 1月 7日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8年 1月14日 午前10時00分 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8年 1月28日 午前10時00分 さいたま地方裁判所第3民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 1月19日 午前 9時10分から 令和 8年 1月23日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年12月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	10,240,000 8,192,000	一括	2,048,000	25,811	8,916
1	80,000				
2	3,990,000				
3	6,170,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 川口市飯塚三丁目
 地 番 282番1
 地 目 宅地
 地 積 5.35平方メートル
 (現況)
 地 目 公衆用道路
- 2 所 在 川口市飯塚三丁目
 地 番 282番4
 地 目 宅地
 地 積 39.82平方メートル
- 3 所 在 川口市飯塚三丁目 282番地4
 家屋 番号 282番4
 種 類 店舗 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 28.97平方メートル
 2階 24.84平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1階 約29.81平方メートル
 2階 24.84平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7 年 11 月 4 日

さいたま地方裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 佐 藤 佳 恵

1 不動産の表示

【物件番号 1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 2】

売却対象外の土地（地番 282 番 2、282 番 3）を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 川口市飯塚三丁目
 地 番 282番1
 地 目 宅地
 地 積 5.35平方メートル
 (現況)
 地 目 公衆用道路
- 2 所 在 川口市飯塚三丁目
 地 番 282番4
 地 目 宅地
 地 積 39.82平方メートル
- 3 所 在 川口市飯塚三丁目 282番地4
 家屋 番号 282番4
 種 類 店舗 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 28.97平方メートル
 2階 24.84平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1階 約29.81平方メートル
 2階 24.84平方メートル



令和7年(ヌ)第88号

令和7年8月15日受理

令和7年9月24日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所

執行官 山中 宏 之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 川口市飯塚三丁目 |
| | 地 番 | 2 8 2 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5. 3 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 川口市飯塚三丁目 |
| | 地 番 | 2 8 2 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 9. 8 2 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 川口市飯塚三丁目 2 8 2 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 2 8 2 番 4 |
| | 種 類 | 店舗 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 2 8. 9 7 平方メートル
2 階 2 4. 8 4 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	埼玉県川口市飯塚3丁目11番4号	
土地	物件1、2	
現況地目	☒ 宅地(物件2) ☒ 公衆用道路(物件1) ☐ 宅地(物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が物件2土地に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	1 物件1土地は、地番282-2、282-3土地と一体となって公衆用道路となっている。 2 目的土地に接する地番269-3の土地は、川口市所有名義の公衆用道路となっている(登記上地目は水路敷)。	
建物	物件3	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☒ 種類：居宅 ☐ 構造： ☒ 床面積：1階 約29.81平方メートル 2階 24.84平方メートル	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者	1 目的物件は、私が三女と長男の3人で居宅として使用しています。目的建物は元々は店舗兼居宅で蕎麦屋を営んでいましたが、現在は1階の店舗だった部分も居宅として使用しています。また郵便受けに私の姓の横に「A」という姓が表示されていますが、これは同居している三女と長男の姓です。 2 増築されていること自体に認識がありませんので、その時期も私には分かりません。 3 電気の配線をネズミにかじられているようで浴室の電気が切れることがあります。 4 台所のある1階南西角に戸がありますが、現在はその戸は出入りには使用していません。
■本件評価人	1 当職の調査によると物件1土地は、建築基準法第43条2項2号の許可を受けた土地となっています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 目的物件の状況は、地積測量図、建物図面（各階平面図）、土地建物位置関係図、建物見取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 目的物件の占有関係については、現況及び関係人の陳述から2枚目のとおり認めた。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

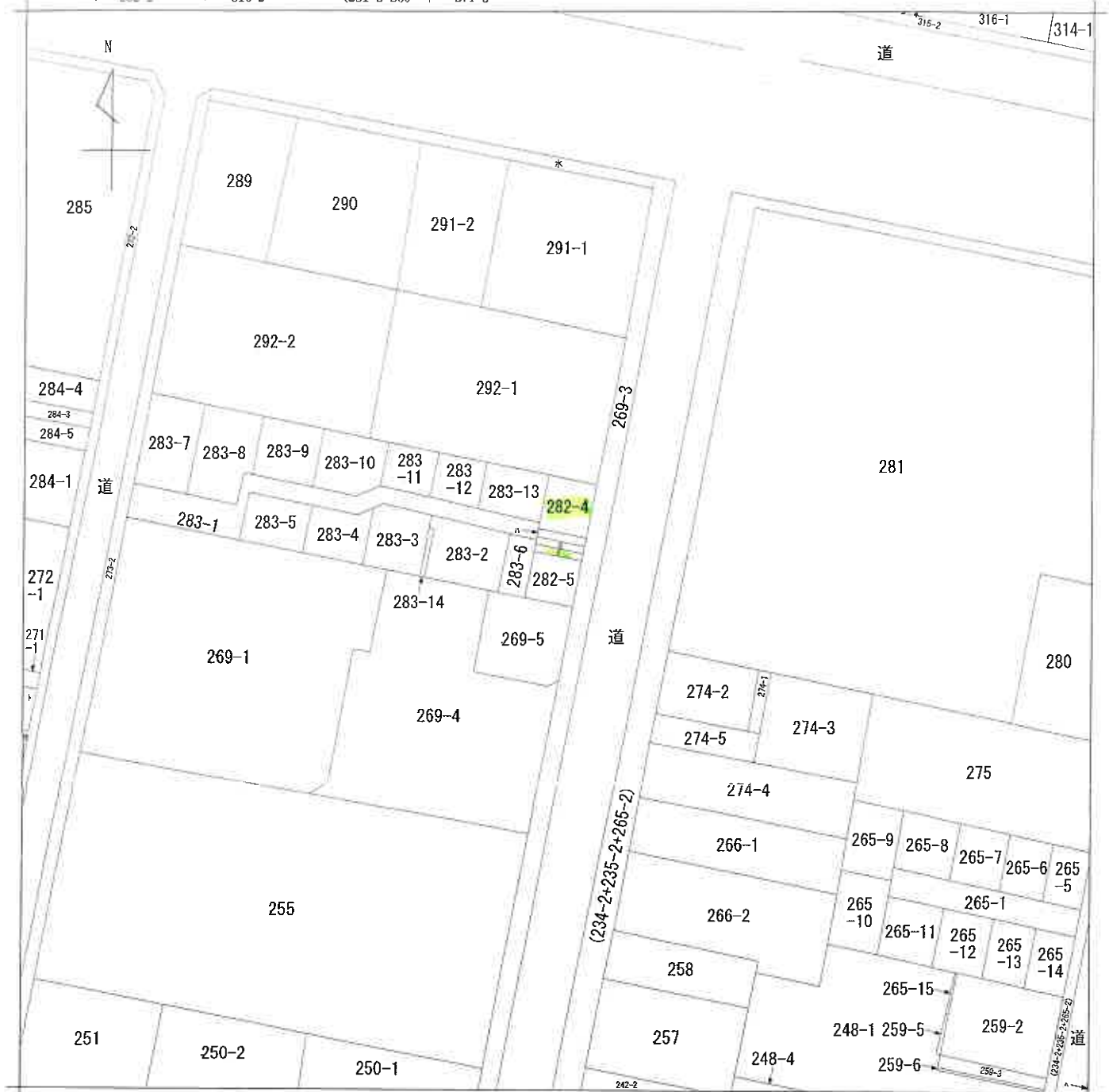
(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年8月15日(金) 14:35-14:40	執務室	川口市に間取図交付依頼書郵送
令和7年8月18日(月) 11:30-11:35	物件所在地	物件特定、占有確認、外観撮影、連絡文書投函
令和7年9月11日(木) 10:25-10:30	物件所在地	連絡文書投函(解錠予告)
令和7年9月18日(木) 10:45-11:10	物件所在地	債務者兼所有者立ち会いのもと物件調査、写真撮影(評価人同行)
令和7年9月19日(金) 14:00-14:05	法務局川口出張所	隣接土地の登記事項要約書取得
(特記事項) ☒ 令和7年9月18日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

282-1 282-3 316-3 271-7
283-2 316-2 (231-2+260) 271-3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	川口市飯塚三丁目				地番	282番1			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局川口出張所管轄)

令和7年6月19日

さいたま地方法務局

地図整理番号：M91918

登記官

(1/1)

(6枚目)

A3判をA4判に縮小

登記年月日 昭和45年10月8日

令和7年6月19日

さいたま地方法務局

登記官

(7枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方法務局川口出張所管轄)

0521783

地積測量図

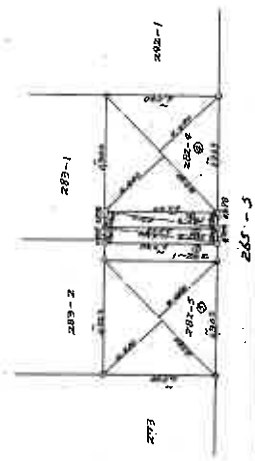
地積測量図

地番	202-1-202-3, 202-5, 202-2, 202-4
土地の所在	埼玉県川口市飯塚町3丁目



地積計算式

202-1 ① $558000 - 925088 = 53512$
202-2 ② $(58600 - 4860) \times 2310 \times \frac{1}{2} = 53526$
202-3 ③ $(4860 - 2860) \times 2310 \times \frac{1}{2} = 53526$
202-4 ④ $(2860 - 1860) \times 2310 \times \frac{1}{2} = 53526$
202-5 ⑤ $(1860 - 860) \times 2310 \times \frac{1}{2} = 53526$
① + ② + ③ + ④ + ⑤
 925088



道路

202-2

縮尺 1/300

(全国土地家屋調査士用紙)

東京電報電話局川口一丁 工業出版社 電話 (083) 2446 号

地図整理番号: M91919

A3判をA4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方事務局川口出張所管轄)
令和7年6月19日

さいたま地方事務局

(8枚目)

登記官

0036371

家屋番号

282番4

建物の所在

川口市飯塚町3丁目282番地4

飯塚3丁目

建物各階平面図

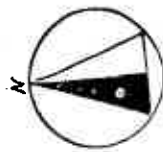
548.9.27

昭和48年9月26日
製作年月日

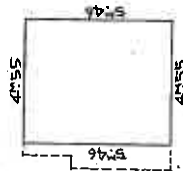
製作者

埼玉県川口市
土地家屋調査士

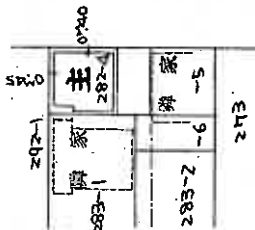
申請人



2 階
床面積 24.184



5.46 x 4.55 = 24.8430



公道

1 階



5.82 x 5.00 = 29.1000
11.34 x 5.46 = 61.8144

28.9144

床面積 28.9144

縮尺 1/200

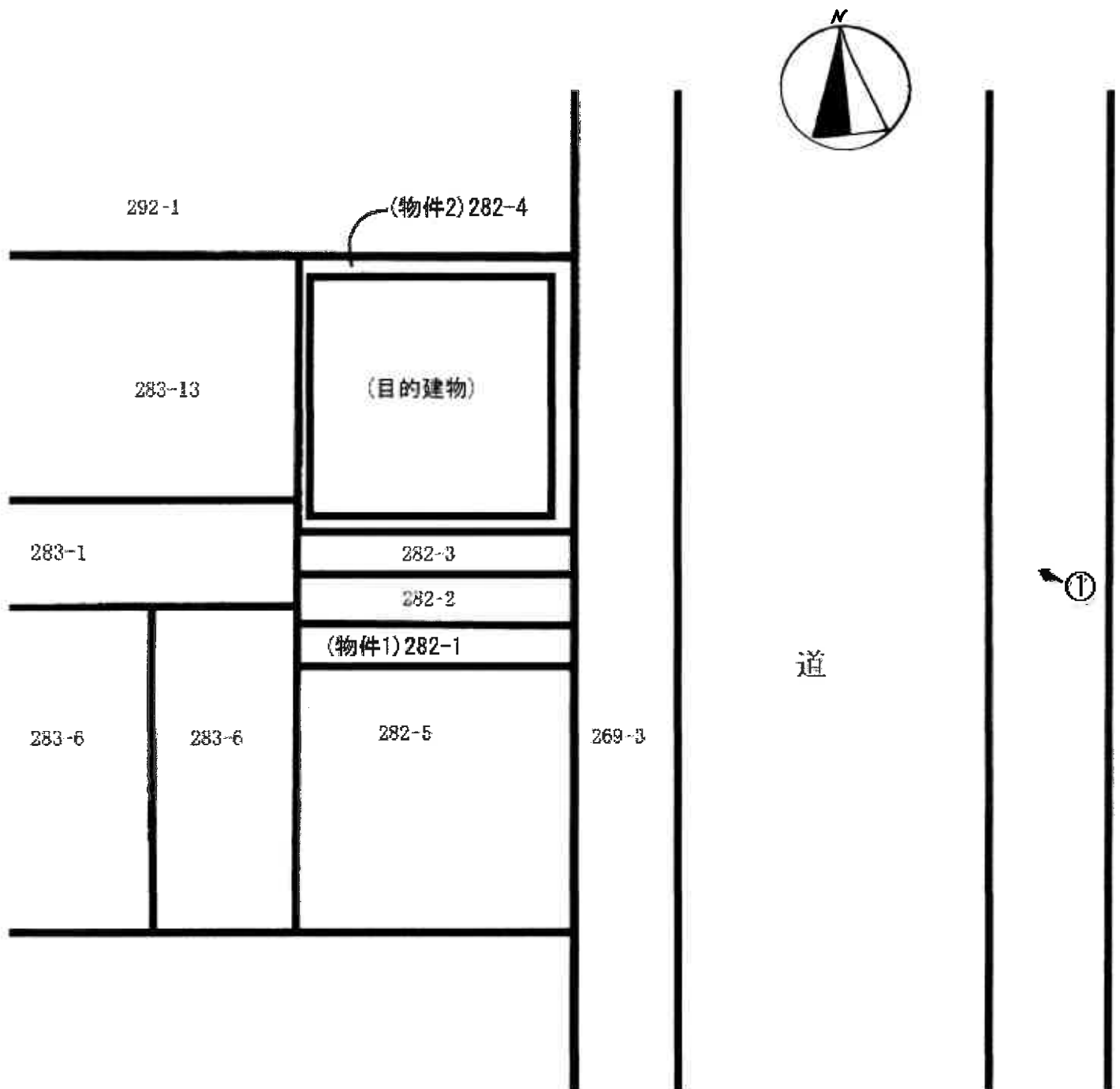
(埼玉県土地家屋調査士会用品)

縮尺 1/500

A3判をA4判に縮小

土地建物位置関係図

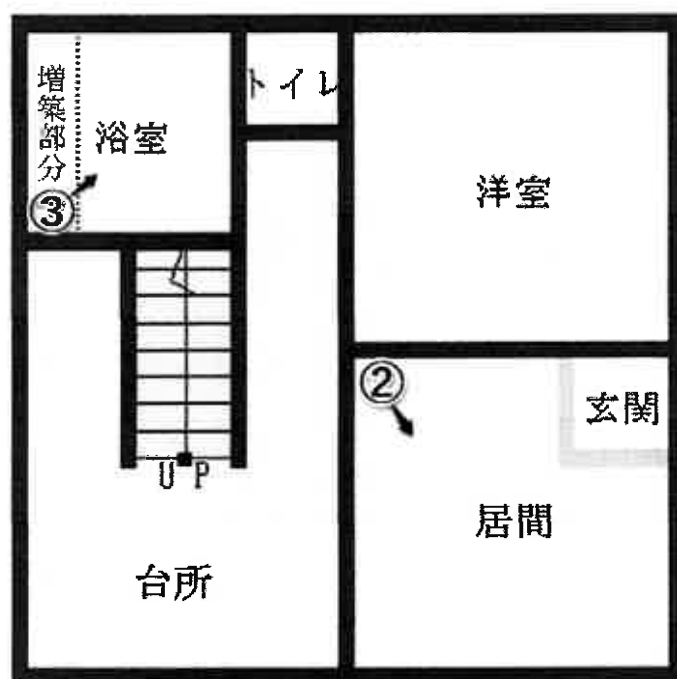
(写真撮影位置 ○→)



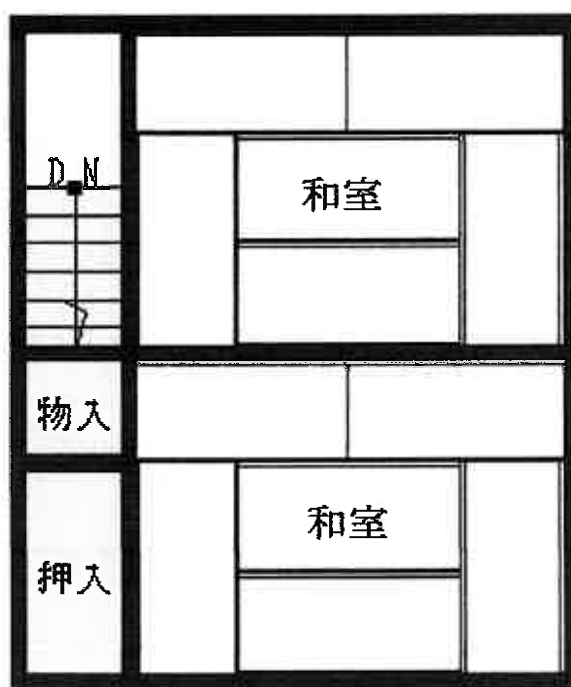
建 物 見 取 図

(写真撮影位置 ○→)

1 階



2 階

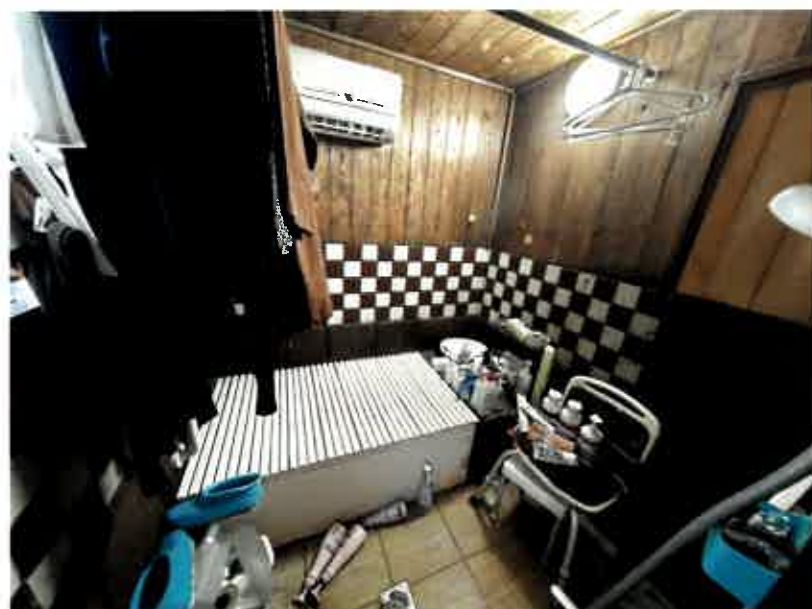




①



②



③

令和 7 年（ 又 ） 第 88 号
令和 7 年 9 月 18 日 現地調査
令和 7 年 10 月 2 日 評 価

さいたま地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
風 岡 淳 一

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 川口市飯塚三丁目 |
| | 地 番 | 282 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5.35 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 川口市飯塚三丁目 |
| | 地 番 | 282 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 39.82 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 川口市飯塚三丁目 282 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 282 番 4 |
| | 種 類 | 店舗 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 28.97 平方メートル
2 階 24.84 平方メートル |



第1 評価額

一 括 価 格	
金 1 0 , 2 4 0 , 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 8 0 , 0 0 0 円
物件2（土地）	金 3 , 9 9 0 , 0 0 0 円
物件3（建物）	金 6 , 1 7 0 , 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1・2	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	物件1の地目：公衆用道路
3	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	居宅 1階約29.81㎡
物件 番号	特 記 事 項		
	な し		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位 置 ・ 交 通	ＪＲ京浜東北線「川口」駅の西方約680m(直線距離)に位置する。	
付 近 の 状 況	小規模一般住宅、中高層マンション等が混在する地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 準工業地域 60% 200% 準防火地域 高さ制限31m以下(景観計画)、特別工業地区
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 そ の 他	39.82㎡ (物件2) ほぼ正方形 (物件2) ほぼ平坦
接面道路の状況	東約12m舗装市道（建築基準法上の道路）にほぼ等高接面 南約2.7m未舗装私道（建築基準法外）にほぼ等高接面	
土地の利用状況等	(物件3)建物の敷地	
供給処理施設	上 水 道 : あり ガ ス 配 管 : あり 下 水 道 : あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	
特 記 事 項	物件1土地は現況は上記南側私道（砂利敷）の一部となっている。上記南側私道は道路調書によれば元道の中心から2.0m後退を条件として建築基準法第43条2項二号として取り扱われることとなっており、物件2土地については東側市道に面しているものの、建物の建築時には川口市から後退を求められることとなる。後退については、同調書の資料及び西側隣接地である283番13の土地の建築計画概要書等より、283番13の土地の南側境界線に合わせて後退すべきものと思われ、その幅は約0.7m、面積は約4.36㎡程度である。 水道管は共有の私設管で、引込管の口径は13mmである。 下水道管も共有の私設管と思われる。 東側道路は都市計画道路（計画決定・計画幅員17.5m）として拡幅が計画されており、物件2土地は現道境界から約3m後退したところに計画線がかかっている。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数等	建築年月日（登記記載）：昭和45年12月3日新築 経過年数：約55年 経済的残存耐用年数：－
仕 様	構造：木造 屋根：亜鉛メッキ鋼板葺 外壁：吹付けタイル、その他 内壁：クロス貼り、京壁、その他 天井：クロス貼り、合板、その他 床：フローリング、畳、その他 設備：電気、ガス、給排水等 その他：特になし ※アスベストの存否は不明
床面積（現況）	前記第3目的物件欄のとおり
現況用途等	前記第3目的物件欄のとおり
品 等	使用資材：普通 施工：普通
保守管理の状態	劣る（全体的に老朽化している）
建物の利用状況	所有者が居宅として利用している。
特記事項	所有者によれば、浴室の電気が切れることがあるとのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
2	437,000	0.91	39.82	0.90	14,250,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とし、千円未満の場合は千円とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格（公示地価格等からの規準）

公示地 川口-81

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示地価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 446,000\text{円}/\text{㎡} & \times & 103/100 & \times & 100/103.0 & \times & 100/102 & \div & 437,000\text{円}/\text{㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件等を考慮した。

◇地域格差：公示地等の所在する地域は対象地域に比し、街路条件が劣るが、交通接近及び環境条件が優る。

イ 個別格差：セットバック、角地等を考慮した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態、更地化の難易の程度等を考慮した。

② 物件1（土地）

物件1は私道敷であるので、当該土地の性格等を考慮して土地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	共有持分 割合 エ	土地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	437,000	0.05	5.35	/	120,000

個別格差：価値率を5%と査定

③ 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	160,000	54.65	0.03	260,000

ウ 現価率：建物の現況及び市場性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
2	14,250,000	0.60	法定地上権	8,550,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修 正 オ	競売市場 修正 カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
2	14,250,000	-8,550,000		1.0	0.7	3,990,000
3	260,000	+8,550,000	1.0	1.0	0.7	6,170,000
1	120,000			1.0	0.7	80,000
一括価格（合計）						10,240,000

ウ 占有減価修正：なし。

オ 市場性修正：なし。

カ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

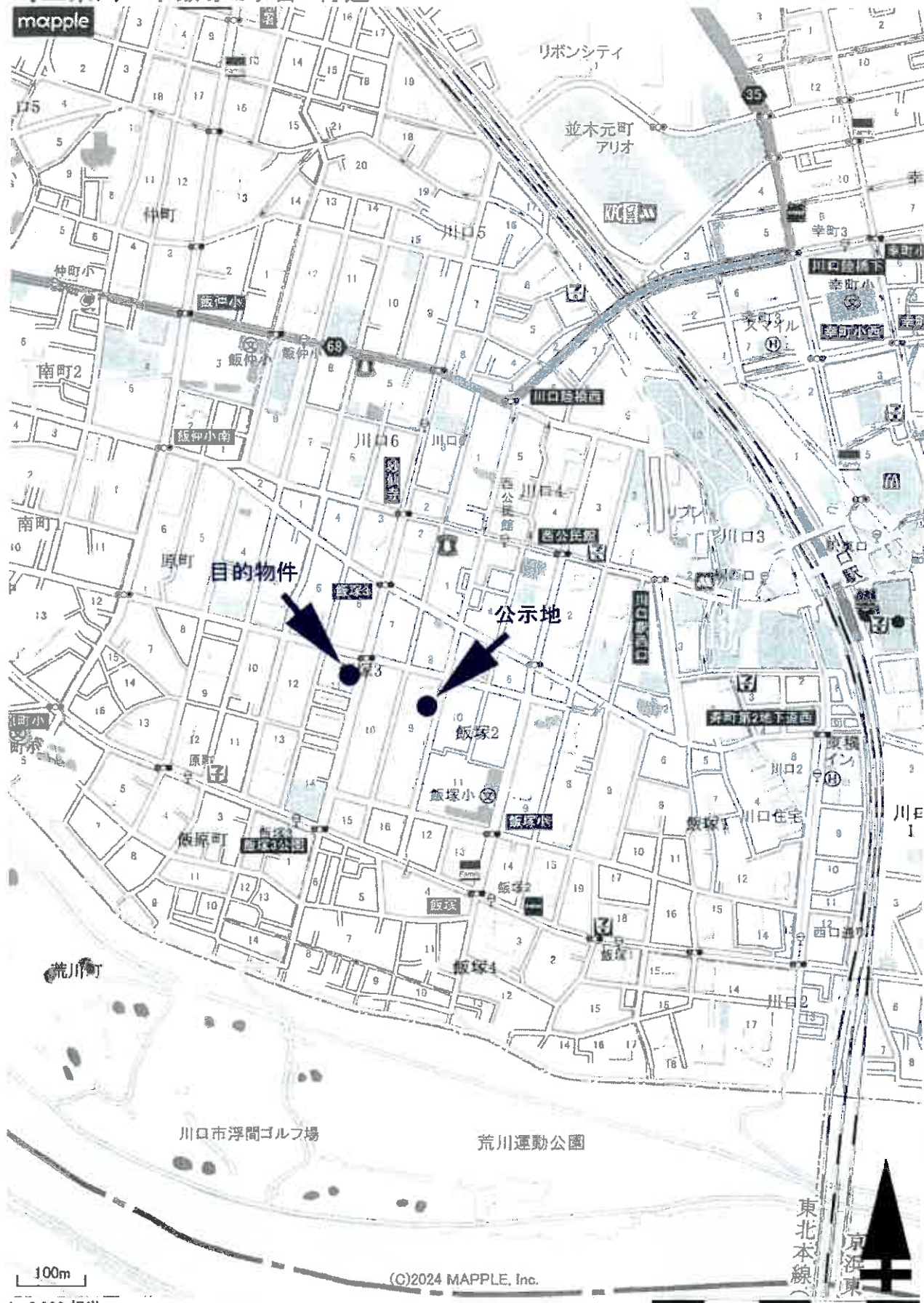
地価公示価格（川口-81）
所 在：川口市飯塚三丁目287番1「飯塚3-9-7」
価 格：446,000円/㎡
位 置：J R京浜東北線「川口」駅約800m（道路距離）
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：323㎡
供給処理施設：水道・ガス・下水
接 面 道 路：東8.2m市道
用 途 指 定 等：準工業地域（建蔽率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：一般住宅、マンション、工場が混在する住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写

埼玉県川口市飯塚2丁目 付近

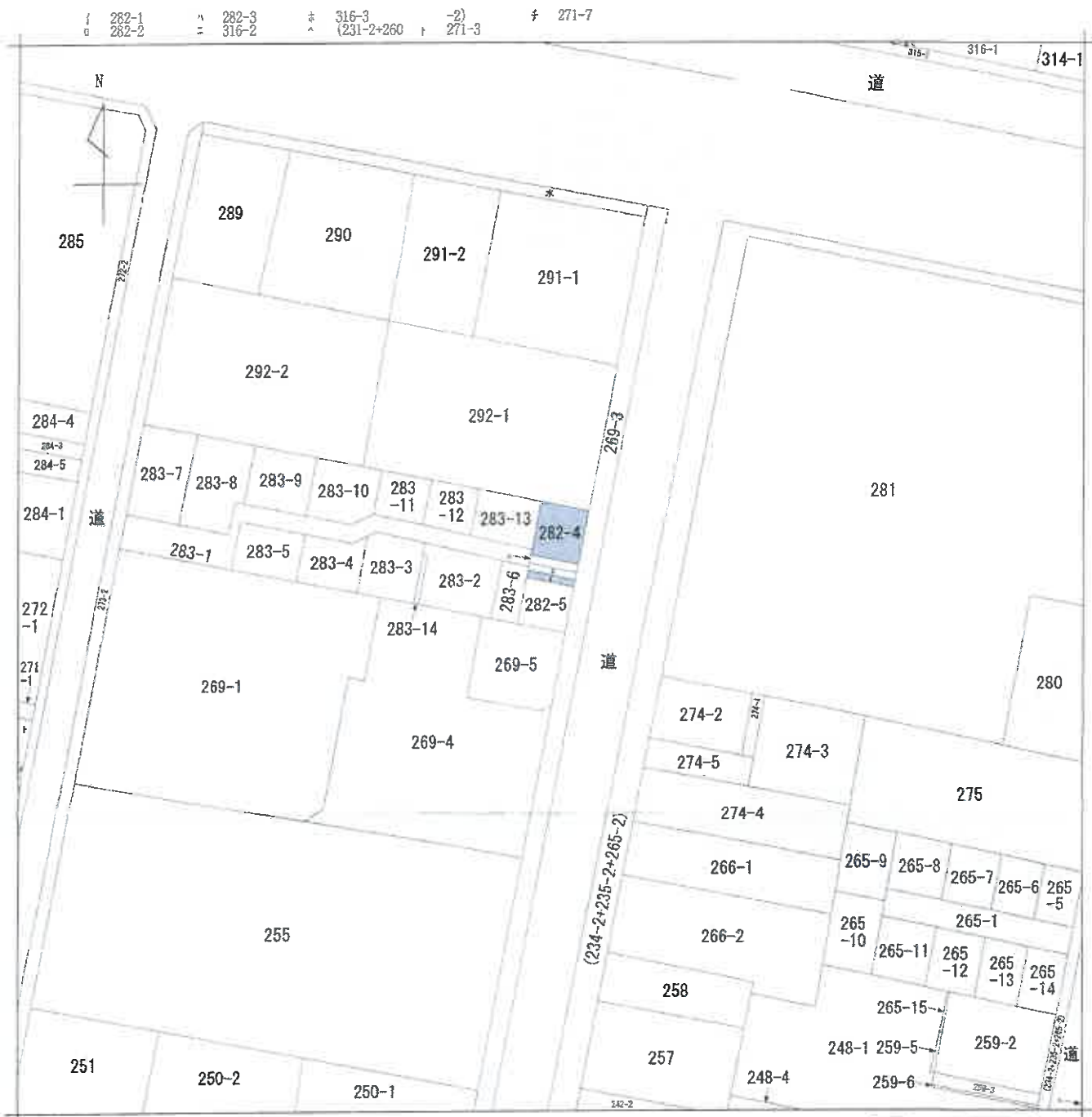
mapple



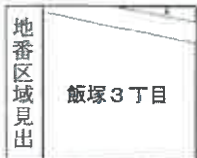
1:8,000 相当

(C)2024 MAPPLE, Inc.

地図上の1センチは約80メートル
印刷中心は 東経 139度42分41秒 北緯 35度48分 2秒
スーパーマッフルデジタル25
株式会社マッフル



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 飯塚3丁目

請求部	所在	川口市飯塚三丁目				地番	282番1			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方法律局川口出張所管轄)

令和7年6月19日
さいたま地方法律局

地図整理番号：M91918
(1/1)

登記官



A 3 を A 4 に縮小

登記年月日：昭和48年9月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方裁判所川口出張所管轄)

令和7年6月19日

さいたま地方裁判所

登記官

地図整理番号：M91920

0036321

家屋番号

282番4

建物の所在
川口市飯塚町3丁目282番地4

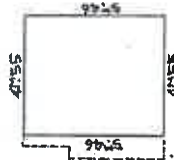
飯塚3丁目

建築物各階平面図

5'46" x 4'55" = 24'84"30

床面積 24'84"

2 階



11'3'64" x 5'4'6" = 19'8'144"

19'1'82" x 5'4'0" = 8'1'1000"

28'3'9144"

1 階



床面積 28'3'97"

縮尺 1/200

(埼玉土地家屋調査士会用紙)

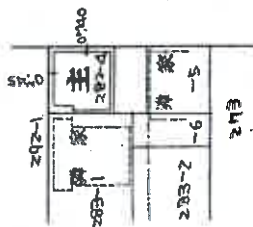
縮尺

1/500

製作年月日
昭和48年9月26日

作製者

申請人



A3をA4に縮小